

職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第20号

職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和31年岩手県人事委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)</p> <p>第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)並びに<u>給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号</u>に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)</p> <p>第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)並びに<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(令和4年岩手県条例第39号)第2条の規定に基づき採用された職員並びに給与条例第6条の2第2項及び給与等条例第7条の2第2項に規定する任期付短時間勤務職員</u>(以下「短時間勤務職員」という。)について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 通勤手当に関する規則(昭和33年岩手県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給単位期間)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定</p>

<p>にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(定時制通信教育手当に関する規則の一部改正)

第3条 定時制通信教育手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(端数計算)</p> <p>第5条 条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等及び<u>条例第29条第2項第2号</u>に規定する短時間勤務職員について、<u>条例第41条第2項</u>の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第5条 条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>定年前提任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条</u>の規定に基づき採用された職員及び<u>条例第6条の2第2項</u>に規定する任期付短時間勤務職員について、<u>条例第41条第2項</u>の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与<u>条例第31条第2項</u>又は給与等<u>条例第27条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（給与<u>条例第6条の2第1項</u>及び給与等<u>条例第7条の2第1項</u>に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに給与<u>条例第29条第2項第2号</u>及び給与等<u>条例第24条第2項第2号</u>に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、勤務時間等<u>条例第2条第2項</u>から第4項まで又は給与等<u>条例第26条第2項</u>から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与<u>条例第31条第2項</u>又は給与等<u>条例第27条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（給与<u>条例第6条の2第1項</u>及び給与等<u>条例第7条の2第1項</u>に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに<u>定年前提任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条</u>の規定に基づき採用された職員並びに給与<u>条例第6条の2第2項</u>及び給与等<u>条例第7条の2第2項</u>に規定する任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、勤務時間等<u>条例第2条第2項</u>から第4項まで又は給与等<u>条例第26条第2項</u>から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。</p> <p>4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第5条 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 定年退職者等（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第2条の規定により退職した者若しくは同条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者又は職員の再任用に関する条例（平成12年岩手県条例第77号）第2条で定める者をいう。）</p> <p>2 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用等により給料表の適用を受ける職員</u>となった者とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 定年退職者等（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第2条の規定により退職した者若しくは同条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者又は<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条に規定する年齢60年以上退職者（同条ただし書に規定する者を除く。）</u>をいう。）</p> <p>2 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流、<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づく採用等により給料表の適用を受ける職員</u>となった者とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)</p>	

第6条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第5号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(育児休業等取得日数に合算することとされる日数)</p> <p>第2条の3 育児休業条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号。以下「会計年度任用職員規則」という。）第26条第1項の規定により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）の適用を受ける職員の例による場合における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する</p>	<p>(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第6号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(育児休業等取得日数に合算することとされる日数)</p> <p>第2条の3 育児休業条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号。以下「会計年度任用職員規則」という。）第26条第1項の規定により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）の適用を受ける職員の例による場合における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する</p>

規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第12号及び第13号の休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあっては、勤務時間等規則第12条第12号及び第13号の休暇）により勤務しなかった日数とする。

規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第12号及び第13号の休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあっては、勤務時間等規則第12条第12号及び第13号の休暇）により勤務しなかった日数とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第7条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</u></p> <p>第9条の3 勤務時間等条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（勤務時間等条例第13条第1項第3号の地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が<u>再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員をいう。第4項第2号において同じ。）である場合にあっては、それらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）</u></p>	<p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づく採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。</u></p> <p>第9条の3 勤務時間等条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（勤務時間等条例第13条第1項第3号の地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員をいう。第4項第2号において同じ。）である場合にあっては、それらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）</u></p>
2・3 [略]	2・3 [略]

<p>4 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>4 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数</p> <p>5～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第8条 研究職員の営利企業の役員等の兼業に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 この規則は、非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 この規則は、非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則の一部改正)

第9条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則（平成13年岩手県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第6条の2及び第44条、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第7条の2及び第36条並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。）第3条の規定に基づき、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額等の端数計算に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料月額等の端数計算)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）<u>第6条第11項</u>、第6条の2及び第44条、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）<u>第7条第11項</u>、第7条の2及び第36条並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。）第3条の規定に基づき、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額等の端数計算に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料月額等の端数計算)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規</p>

<p>定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>短時間勤務職員 給与条例第6条の2第2項若しくは第3項又は給与等条例第7条の2第2項若しくは第3項</u></p> <p>附 則 [略]</p>	<p>定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>短時間勤務職員 給与条例第6条第11項若しくは第6条の2第2項又は給与等条例第7条第11項若しくは第7条の2第2項</u></p> <p>附 則 <u>1 [略]</u> <u>2 給与条例附則第48項の規定により読み替えられた給与条例附則第39項又は給与等条例附則第47項の規定により読み替えられた給与等条例附則第41項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、これらの規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第10条 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び取扱い状況について記録を作成するものとする。この場合において、職員相談員は、当該記録を取りまとめたものを人事委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づく採用に関する苦情相談</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び取扱い状況について記録を作成するものとする。この場合において、職員相談員は、<u>毎年</u>、当該記録を取りまとめたものを人事委員会に報告しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員等の退職管理に関する規則の一部改正)

第11条 職員等の退職管理に関する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合</u>	(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき職員として採用された場合</u>
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の特殊勤務手当規則」という。）第30条第1項に規定する短時間勤務職員とみなして、同条及び改正後の特殊勤務手当規則第31条の規定を適用する。
(改正後の定時制通信教育手当に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第3条の規定による改正後の定時制通信教育手当に関する規則第5条の規定を適用する。
(改正後の職員の給与の支給に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第33条第3項に規定する短時間勤務職員とみなして、同項及び同条第4項の規定を適用する。
(単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)
- 5 整備等条例第8条各号又は第9条各号に掲げる者は、単身赴任手当に関する規則（以下「単身赴任手当規則」という。）第5条第1項に規定する給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者とする。
- 6 整備等条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、単身赴任手当規則第5条第2項に規定する給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員とする。
- 7 この規則の施行の日前に、第5条の規定による改正前の単身赴任手当規則第5条第1項第9号又は同条第2項の規定に該当する者については、同号又は同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
(改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 8 暫定再任用短時間勤務職員に対する第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「改正後の勤務時間等規則」という。）第9条の2の規定の適用については、「定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第11条又は第12条」とする。
- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間等規則第9条の3第1項第2号及び同条第4項第2号の規定を適用する。
(暫定再任用職員の給料月額の特例計算)
- 10 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第35号）附則第3項の規定により読み替えられた同条例附則第2項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の

一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第36号）附則第3項の規定により読み替えられた同条例附則第2項

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

11 第10条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第2号中「第2条」とあるのは、「第2条又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条若しくは第12条」とする。

(職員等の退職管理に関する規則の一部改正における暫定再任用職員等に関する経過措置)

12 職員等の退職管理に関する条例（平成28年岩手県条例第16号）第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員又は役員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は役員であった者が、整備等条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された場合における第11条の規定による改正後の職員等の退職管理に関する規則第23条第2号の規定の適用については、同号中「第2条」とあるのは、「第2条又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条若しくは第12条」とする。